

## 公益社団法人習志野市シルバー人材センター職群班設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に設置する職群班の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 職群班は、会員の共働・共助を基本とした連帯意識と親睦を基調とした安全な作業遂行を促進することにより、事業効果を高めるものとする。

### (組織)

第3条 群班は、センターの会員の中で、現に就業している者をもって構成する。

2 職群班は、職種ごとに1班、又は必要に応じて数班に分けて編成することができる。

3 職群班の名称は、班に職種又は就業場所を付するものとする。

### (班長等)

第4条 職群班の業務を円滑に推進するため、班のまとめ役として班長又は必要に応じて副班長（以下「正副班長」という。）を置く。

### (班長の職務)

第5条 班長は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について努めるものとする。副班長は班長を補佐し、班長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

- (1) センターと連絡を密にし、日々の作業計画を定めて班員に周知を図る
- (2) 班員の意見、要望等の伝達、調整を図る
- (3) 安全作業の遂行を図る
- (4) 仕事の手順、方針の徹底、進捗状況の把握
- (5) 事務局の要請に基づいて受注見積り及び就業報告書の提出
- (6) 技術、技能の向上に努める
- (7) 上記のほか、作業計画の変更、その他緊急の事態が生じた場合はセンターに連絡する

### (正副班長の選任及び任期)

第6条 正副班長の選任は、班員の互選によるものとし、会長が委嘱する。

2 正副班長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された正副班長の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 会議は、職群班ごとの班長会議及び班長全体会議とし、必要に応じて会長が招集

### (経費)

第8条 正副班長が、その職務を行うために要する経費は、予算の範囲内でセンターが交付する。

### (委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。